

# 令和元年第3回定例会会議録（第6号）

令和元年9月20日

## ○出席議員（25名）

1番	榎田貢君	2番	日名子敦子君
3番	美馬恭子君	4番	阿部真一君
5番	手束貴裕君	6番	安部一郎君
7番	小野正明君	8番	森大輔君
9番	三重忠昭君	10番	森山義治君
11番	穴井宏二君	12番	加藤信康君
13番	荒金卓雄君	14番	松川章三君
15番	萩野忠好君	16番	市原隆生君
17番	黒木愛一郎君	18番	平野文活君
19番	松川峰生君	20番	野口哲男君
21番	堀本博行君	22番	山本一成君
23番	泉武弘君	24番	河野数則君
25番	首藤正君		

## ○欠席議員（なし）

## ○説明のための出席者

市長	長野恭紘君	副市長	阿南寿和君
副市長	川上隆君	教育長	寺岡悌二君
水道企業管理者	中野義幸君	総務部長	樫山隆士君
企画部長	松川幸路君	観光戦略部長	田北浩司君
経済産業部長	白石修三君	生活環境部長	安藤紀文君
福祉保健部長 兼福祉事務所長	中西康太君	建設部長	狩野俊之君
共創戦略室長	内田剛君	消防長	本田敏彦君
教育参事	稲尾隆君	水道局次長 兼総務課長	藤吉賢次君
財政課長	安部政信君		

○議会事務局出席者

局長	安達勤彦	議事総務課長	佐保博士
補佐兼議事係長	岡崎英二	補佐兼総務係長	内田千乃
主査	梅津聖子	主査	松尾麻里
主任	佐藤雅俊	主事	大城祐美
速記者	桐生正子		

○議事日程表（第6号）

令和元年9月20日（金曜日）午前10時00分開議

- 第 1 上程中の全議案に対する各委員長報告、討論、表決
- 第 2 議第102号 別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて  
議第103号 別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 第 3 議第104号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて  
議第105号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて  
議第106号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて  
議第107号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて
- 第 4 議第108号 別府市職員懲戒審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて  
議第109号 別府市職員懲戒審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて  
議第110号 別府市職員懲戒審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて  
議第111号 別府市職員懲戒審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて  
議第112号 別府市職員懲戒審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 第 5 報告第10号 弾力条項の適用について  
報告第11号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率について  
報告第12号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率について  
報告第13号 別府市国民保護計画の変更について  
報告第14号 市長専決処分について
- 第 6 議員提出議案第5号 別府市議会委員会条例の一部を改正する条例  
議員提出議案第6号 大分自動車道及び東九州自動車道の濃霧対策に関する意見書  
議員提出議案第7号 高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書  
議員提出議案第8号 医療・介護労働者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書
- 第 7 議員派遣の件

○本日の会議に付した事件

日程第1～日程第7（議事日程に同じ）



午前 10 時 00 分 開会

○議長（萩野忠好君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第 6 号により行います。

日程第 1 により、上程中の全議案に対する各委員会の審査の経過と結果について、各委員長から順次報告を願います。

（総務企画消防委員会委員長・手束貴裕君登壇）

○総務企画消防委員会委員長（手束貴裕君） 委員長の私より、御報告申し上げます。

去る 8 月 30 日の本会議において、総務企画消防委員会に付託を受けました議第 71 号令和元年度別府市一般会計補正予算（第 2 号）関係部分、その他 2 議案につきまして、9 月 2 日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告いたします。

初めに、議第 71 号令和元年度別府市一般会計補正予算（第 2 号）関係部分についてであります。

まず、市民税課関係部分では、消費税 10%への引き上げ時に「自動車取得税」を廃止することに伴い、新たに環境性能に応じた税率が設定された「軽自動車税環境性能割」が創設され、今年度中に入金される 10 月分から来年 1 月分の 4 カ月分 457 万 9,000 円を歳入に計上するものであるとの説明がなされました。

これに対し委員から、使途に関して制約があるのかとの質疑に対し、当局から、使途の制約はなく、一般財源であるとの答弁がなされた次第であります。

次に、総合政策課関係部分であります。

まず、消費活性化対策に要する経費であります。国は消費税引き上げに伴う反動対策として、令和 2 年 7 月からマイナンバーカードを活用した「自治体ポイント」の発行を予定しており、今年度はその制度に向けた環境整備を実施すること、また、この経費は、全額国から補助金が交付されるため、個人番号カード利用環境整備費補助金として同額を歳入に計上しているとの説明がなされました。

続きまして、交通体系整備促進に要する経費については、乗り合いタクシー実証運行委託料については、大所・小坂地区を運行するバス路線が 9 月末をもって廃止されることに伴い、対象地区住民の移動手段確保が急務のため、10 月から事前予約型乗り合いタクシーの実証運行を別府市タクシー協会に委託し運行するとの説明が、また、公共交通基礎調査業務委託料については、市街地においても、自宅からバス停等への移動距離や勾配等により公共交通機関の利用が困難な住民が増加していることに伴い、移動手段の確保対策を講じるため、本市の交通不便地域の洗い出しを行うとともに、その解消方法について検討し、それぞれの地域の実情に適した交通手段の導入に向けた取り組みを実施するものであるとの説明がなされた次第であります。

委員から、対象となる地域の住民のニーズ調査及び委託費の算定方法について質疑がなされ、当局から、バス路線の廃止については 7 月末に報告されたため、まずは移動手段確保が急務のため乗り合いタクシーの実証運行を行いながら調査したい旨の答弁が、また、委託費の算定方法については、大分県タクシー協会の基準に従い算出したとの答弁がそれぞれなされました。

続きまして、財政課関係部分では、歳入において、森林環境譲与税は今年度から創設されたもので、税の使途については森林整備や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発に充てなければならないこと、また、歳入の繰越金の追加額については、前年度の決算剰余金が確定したことに伴い計上すること、さらに、競輪事業収入の追加額 1 億円は、7 月に開催されました別府競輪サマーナイトフェスティバル G II レースの売り上げが目標額を上回る成果を上げたため、べっふ未来共創基金へ積み立てる旨の説明がなされま

した。

次に、歳出においては、財政調整基金積立金として、前年度の決算剰余金から4億1,192万2,000円積み立て、さらに予備費においては、歳入歳出予算を同額に調整するために998万9,000円を追加する旨の説明がなされた次第であります。

委員より、東南海地震等、大規模災害に備えて特別基金を積み立てる必要があるのではないかとの質疑に対し、当局より、災害等不測の事態に対応する財政調整基金は、国が財政規律を確保する上での規範とされる基準を上回ってはいるが、国や県の財源を当てにするのではなく、常に緊張感を持って可能な限りの備えをしたいとの答弁がなされました。

次に、情報推進課関係部分であります。

ペーパーレス会議システム及びタブレット端末30台の導入・設定に要する経費として533万2,000円を計上し、本年12月から来年3月までの4カ月間におけるペーパーレス会議システムの使用料として110万円を追加するとの説明がなされました。

委員より、セキュリティの問題及びタブレットの処理能力について質疑がなされ、職員専用の行政用ネットワークで管理することや、タブレットの処理能力はネットの閲覧のみならず、スケジュール管理や、タブレットに直接ペンでメモ書きができる機能を有したものであるとの説明がなされた次第であります。

最終的に議第71号令和元年度別府市一般会計補正予算（第2号）関係部分については、当局の説明を了とし、採決の結果、いずれの関係議案も全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、条例改正議案であります。

議第77号別府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正についてであります。

当局から、子ども・子育て支援法の一部が改正され、子育てのための施設等利用給付が定められたことに伴い、その認定の審査を行う上で、市町村民税世帯非課税者の確認が必要となるため、現行の情報連携を行う事務に子育てのための施設等利用給付の支給に関する事務を追加するものであるとの説明がなされました。

最後に、議第79号別府市手数料条例の一部改正については、当局より、危険物の貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査にかかる手数料の標準が改められたことに伴う条例改正である旨の説明がなされました。

委員より、市内の危険物貯蔵施設数についての質疑に対し、その総数は156施設となっており、主な内訳としては、地下タンク64、ガソリンスタンド30、バス会社等の自家用給油所12施設であるとの説明がなされた次第であります。

以上2件の条例改正議案については、当局の説明を適切妥当と認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定したところであります。

以上が、当委員会に付託を受けました議案の審査とその結果についての報告であります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

（観光建設水道委員会委員長・市原隆生君登壇）

○観光建設水道委員会委員長（市原隆生君） 去る8月30日の本会議において、観光建設水道委員会に付託を受けました議第71号令和元年度別府市一般会計補正予算（第2号）関係部分外7件について、委員会を開会し慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告いたします。

初めに、議第71号令和元年度別府市一般会計補正予算（第2号）関係部分についてであります。

観光課関係では、来年度の「山の日」に第5回「山の日」記念全国大会 in おおいたが開催されることに伴い、今年度の負担金として100万円を補正計上しているとの説明がな

されました。

次に、ラグビーワールドカップ2019推進室関係においては、本市のスポーツ振興を目的として「ハイパフォーマンスジム別府」を設置することに伴い、施設で勤務する非常勤職員の報酬やプログラム講師の報償費等、運営に必要な経費を補正計上している旨の説明に対し、委員から、ジム利用者へのPRの仕方や周知方法について意見がなされ、当局から、ジムを利用される方それぞれの目的に合った周知方法を検討していきたいとの答弁がなされた次第であります。

続きまして、産業政策課関係では、宿泊業への就労支援として市内のホテル・旅館における、人手不足の解消を図るため、学生、シニア層、主婦層等、新たな担い手となる労働力を掘り起こすためのシステムの構築、また、外国人の雇用制度、宿泊業の生産性向上に対する説明会を開催する費用等を補正計上しているとの説明がなされました。

委員から、宿泊業への就労支援に至った経緯、また、派遣業者の選定についてはどのようなになっているのかとの質疑に対し、当局から、就労支援に至った経緯については、市内においてホテルの新築ラッシュが続き、客室数の増加が生じたことや、ホテル・旅館へのアンケート調査を行った結果、人材が不足し、困窮している状況である旨の意見があったためであるとの答弁がなされました。

また、派遣業者の選定では、一般社団法人別府市産業連携・協働プラットフォームBizLINKが公募にて選定するとの答弁がなされた次第であります。

また、別の委員からは、事業実績の公表について質疑がなされ、当局から、事業の実績については、公表したいとの答弁がなされました。

さらに、別の委員からは、既存の派遣会社の間において人材不足が生じたり、担い手確保の競争が起こったりしないよう配慮する必要があること、また、派遣を行った場合の労働条件の把握に努めること等の要望も出されたところであります。

これに対し当局から、本事業を実施するに当たっては、大分労働局とも協議を行っており、労働条件や雇用契約等に問題が生じないよう対応したいとの答弁がなされました。

次に、農林水産課関係では、「森林環境譲与税」が今年度から自治体へ譲与が開始されることに伴い、新たな森林管理システムの構築を図るための経費を補正計上しているとの説明がなされ、その主な事業としては、森林の経営管理権を市に譲渡する対象となる森林の抽出や境界の確認、測量、図面作成等を委託するとの内容でありました。

委員から、森林整備に係る今後の予定について質疑がなされ、当局からは、今年度は対象となる森林の調査を行い、その結果に基づき整備を行う森林を決定していきたいとの答弁がなされました。

さらに、別の委員からは、竹林の整備や竹の活用について意見がなされ、これに対し当局から、「森林環境譲与税」を活用し、竹林の整備、保全等について関係機関と協議を行いながら検討していきたい旨の答弁がなされた次第であります。

続きまして、建築指導課関係では、大分県の移住者居住支援事業が拡充することに伴い、定住促進と空き家の利活用を促すため、空き家バンクに登録している物件の所有者や移住予定者に対し、空き家改修などに必要な費用を一部補助するための経費を補正計上しているとの説明がなされました。

採決の結果、当局の説明を適切妥当と認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第73号令和元年度別府市競輪事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

本年7月に行われた第15回サマーナイトフェスティバルにおける売上額が目標額を大きく上回ったため、一般会計繰出金として1億円を補正計上しているとの当局の説明に対

し、委員から、競輪場で開催されるイベント等の住民への周知方法について、より多くの来場者を呼び込めるよう、今後も検討を重ねてほしいとの意見がなされました。

採決の結果、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議第 74 号令和元年度別府市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）についてであります。

上下水道の一元化に向け、下水道課を水道局内へ移転するための費用を補正計上しているとの説明がなされました。

採決の結果、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第 78 号別府市森林環境譲与税基金条例の制定については、「森林環境譲与税」を森林の整備及びその促進に関する施策の経費に充てるため、「別府市森林環境譲与税基金」を設置することに伴い、条例を制定しようとするものとの説明がなされました。

採決の結果、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議第 79 号別府市手数料条例の一部改正についてであります。

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、複数棟の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けることが可能となったことから、条例を一部改正しようとするものとの説明がなされました。

採決の結果、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議第 85 号ハイパフォーマンスジム別府の設置及び管理に関する条例の制定については、ラグビーワールドカップ終了後、一般市民に施設の供用を開始することに伴い、条例を制定しようとするものとの説明がなされ、採決の結果、当局の説明を適切妥当と認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議第 86 号別府市営店舗の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

消費税及び地方消費税の税率が引き上げられること、並びに年数の経過による経済情勢の変動等に伴い、市営浜脇高層店舗などの市営店舗使用料を改正しようとするものとの説明がなされました。

採決の結果、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第 87 号旧慣による公有財産についての権利を廃止することについては、大分県が施工する県道別府一の宮線（南立石）災害防除事業に伴う用地買収のため、対象土地の旧慣を廃止しようとするものとの説明がなされました。

採決の結果、当局の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上が、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の概要と結果についての報告であります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

（厚生環境教育委員会副委員長・阿部真一君登壇）

○厚生環境教育委員会副委員長（阿部真一君） 委員長にかわりまして、副委員長の私から御報告申し上げます。

去る 8 月 30 日の本会議において、厚生環境教育委員会に付託を受けました議第 71 号令和元年度別府市一般会計補正予算（第 2 号）関係部分外 13 件について委員会を開会し、

慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告いたします。

初めに、議題 71 号令和元年度別府市一般会計補正予算（第 2 号）関係部分についてであります。

幼児教育・保育の無償化の 10 月開始に伴い、歳入では、子ども・子育て支援臨時交付金等を計上、歳出として、子育て支援課関係では、新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設等の利用児童の保護者及び施設に対する利用費等を計上、学校教育課関係では、生活保護世帯等に交付する私立幼稚園就園奨励費の減額や公立幼稚園で児童クラブを利用する園児の保護者負担軽減のための補助金を、また、スポーツ健康課関係では、公立幼稚園に通園する対象世帯への給食副食費補助金を補正しているとの説明がなされました。

委員からの無償化による財政負担についての質疑に対し、子育て支援課から、今年度は臨時交付金で、次年度以降も地方交付税に算入されるため、基本的に負担はないとの答弁がなされました。

また、別の委員からは、補助申請の手続が複雑であるため、保護者等へ制度の周知徹底を図るようとの意見がなされた次第であります。

幼児教育・保育の無償化関連以外では、環境課から、未給水地域における小規模給水施設水源確保等支援事業が 3 年計画に変更されたことに伴い、整備範囲を拡大するための事業費と、その財源となる県補助金等を計上しているとの説明がなされました。

委員から、水道局で一元管理すべきではないかとの意見に対し当局から、見直しに向け現在協議中であるとの説明がなされました。

その他、高齢者福祉課及び社会教育課からは、来年度、解体予定の老人憩いの家や北部地区公民館などしこ分館の解体設計委託料及びその財源となる地方債等を計上し、また、保険年金課からは、歳入として、社会保障・税番号制度におけるオンライン資格確認等の導入に係るシステム整備費補助金と、歳出として、その全額を特別会計への事務費繰出金として計上しているとの説明がなされました。

次に、議第 72 号令和元年度別府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）、及び議第 75 号令和元年度別府市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）では、歳入として、平成 30 年度決算に伴う繰越金等を、歳出として、前年度超過交付額の精算返還金や予備費等を計上、また、議第 76 号令和元年度別府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、繰越金とその同額を大分県後期高齢者医療広域連合へ納付する負担金として補正しているとの説明がなされました。

次に、議第 101 号令和元年度別府市一般会計補正予算（第 3 号）について、スポーツ健康課から、学校給食共同調理場の基本計画策定業務等委託料の債務負担行為や食育推進検討部会の設置及び学校給食シンポジウム開催に係る事業費を補正計上しているとの説明がなされました。

委員から、保護者に対する周知について質疑がなされ、当局から、ホームページに掲載したほか、保護者向けに説明会の案内文を約 8,000 枚配布したが、参加者は 81 名であったとの答弁がなされました。

別の委員から、まだ不安や不満、反対している市民もいる中、決定は拙速にすぎるのではないかとの質疑がなされ、当局から、教育委員会として意見や要望に真摯に取り組むべく、基本計画の策定段階において、オープン場で意見を聞いていきたいとの説明がなされました。

委員から、調理員、栄養士など現場の職員の声を再度聞くべきであるとの意見や、検討部会の会員を一般の保護者からも選出してほしいとの要望がなされました。

また、別の委員からは、これからの別府を担う子どもたちの安全・安心を第一に検討を重ねてほしいとの要望がなされた次第であります。

以上5件の補正予算議案の採決におきまして、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、条例改正議案及びその他議案についてであります。

幼児教育・保育の無償化に伴い、議第80号別府市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正については、幼稚園保育料を無料に改めるための条例改正、議第82号別府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、食事の提供に要する費用の取り扱いが変更されたこと等に伴う条例改正、また、議第83号別府市子ども・子育て支援法に基づく過料を定める条例の一部改正については、子育てのための施設等利用給付に関し、過料を定めるための条例改正をしようとするものであるとの説明がなされました。

次に、議第81号別府市市民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正については、別府市市民会館の市民ギャラリーベッぷ部分の施設解体に伴う条例改正である旨の説明が、また、議第84号別府市印鑑条例の一部改正については、住民基本台帳法施行令の一部改正により、住民票に旧氏の記載を求めることができるとされたこと等に伴い条例を改正しようとするものであるとの説明がなされました。

次に、議第91号市長専決処分については、旧別府市美術館解体工事における工事請負契約の減額変更に伴う専決処分であるとの説明がなされました。

最後に、議第88号から議第90号工事請負契約の締結については、別府西中学校管理教室棟外新築工事、電気設備工事及び機械設備工事に伴い、契約を締結しようとするものであるとの説明がなされました。

委員から、今回の新築工事における共同企業体の構成要件について質疑がなされ、当局から、原則2社ではあるが、本工事は大規模かつ長期となることから、取り扱い要綱に従い3社とすることもできるとしたとの答弁がなされたのに対し、委員から、構成員数を特定すべきではないかとの意見がなされ、当局から、入札参加資格審査委員会で協議したいとの回答がなされました。

また、委員から、落札率が99.86%になった要因について質疑がなされ、当局から、落札共同企業体の代表企業への聞き取りによると、専門工種に係る工事費や建設資材単価の高騰のほか、民間の手持ち工事が多く、技術者の配置や下請業者の確保が厳しい状況にあったこと等が影響したためであるとの回答がなされました。

さらに委員から、予定価格の積算について質疑がなされ、当局から、実勢価格を反映できるように、最新単価で積算しているとの説明がなされた次第であります。

いずれにしましても、99.86%という高い落札率は一般的には理解しがたい数字であることから、今後において同様の事案が発生しないよう、当局に対し十分な精査を求めます。

以上5件の条例改正議案及び4件のその他議案については、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決、承認すべきものと決定した次第であります。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の概要と結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。(拍手)

(予算決算特別委員会委員長・黒木愛一郎君登壇)

- 予算決算特別委員会委員長(黒木愛一郎君) 去る8月30日の本会議において、本委員会に付託を受けました議第92号平成30年度別府市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議第100号平成30年度別府市水道事業会計歳入歳出決算の認定についてまでの計9議案について、審査いたしました経過並びに結果について御報告いたします。

平成29年度より、「予算決算特別委員会」に名称を変更し3年目となる本年も、「当初予算審議と決算認定審査の循環性を図る」とともに、「決算認定審査の意見を次年度の当

初予算編成に反映する」ことを目的に、9月定例会において全議員による審査を実施いたしました。

9月4日においては、執行部の全体説明を受けた後に、委員4名による総括審査を実施いたしました。

また、9月5日においては、委員4名による個別審査を実施し、9月10日に採決を行ったところであります。

審査の過程において、財政構造の弾力性を判断する経常収支比率が0.3%改善されたものの、経常的収入から経常的支出を差し引いた額が約6億円しかないような状況で、財政負担を考えた際、今後予定されている「学校給食調理場」「図書館等一体整備」「ブルーラグーン」等の大型事業をどのように実施していくのか。また、次年度より開始される「会計年度任用職員制度」の導入に伴い、経常支出である人件費の増加が見込まれるとともに、今後の人口減少、高齢化、経済見通しにより市の財政運営が困難になると見込まれるが、長期的視野で財政改革にあたる必要があるのではないか、などの質疑がなされました。

また、意見として、実質収支は黒字であるが、単年度収支及び実質単年度収支は3年連続赤字に転じており、現時点で直ちに財政運営に支障を来すものではないとしても、このまま継続することは問題である。年度ごとの具体的な検証を行い、財政管理を確実に行うこと。

地方債・基金の状況について、地方債残高は増加する一方で、主要基金は減少している。今後の公共施設大規模改修費、社会保障費の増加等により財政の硬直化が懸念される。国の動向を見据え、第4次財政計画にのっとり起債を行うこと。また、基金の運用率を上げるよう努力すること。

一方で、市税については増収となっている。これはコンビニ収納による利便性の確保に加え、収納率を上げるための職員の努力と評価するものである。今後も、県等との連携及び研修等による職員の資質向上を図り、収納額を上げていくよう推進し、継続して収納率の向上を目指すこと。また、新たな自主財源の確保を行うよう努めること。

健康増進事業、医療費適正化について、事業効果が上がっていることから、引き続き今後進む高齢化により増加する医療費負担の抑制を行うこと。

各事業に対しての決算から見受けられる事項として、改善できるところは柔軟に改善し、事業効果が上がるよう努めること。

以上のように、さまざまな質疑、意見が各委員からなされました。

審査の結果、一部委員から反対の意思表示がなされましたが、全議案について認定すべきものと決定いたしました。

なお、昨年度同様、委員会でとりまとめを行った改善提案等を次のとおり本委員会の意見書として市長に提案し、政策に生かすよう求めることといたしました。

#### 1 持続可能な財政運営について

経常収支比率は0.3%改善し、97.5%となっているが、依然として義務的経費の比率が高く硬直化した財政状況が長期化かつ固定化してきており、実質単年度収支も3年連続で赤字となっている。持続可能な財政運営を図るため、次の事項の実施を求める。

- (1) 歳入歳出の両面から収支改善に取り組むこと。
- (2) 実質収支の年度間の平準化を図り、財政運営に努めること。

#### 2 効果の検証

「決算に係る主要な施策の成果に関する説明書」に示されている事業の評価について、現時点では目標とする成果が得られていない事業も見受けられる。組織体制の見直し等、費用対効果をしっかり見きわめ、事業成果が希薄な場合は事業の見直しも含め検討すること。

また、指定管理者制度について、事業報告を精査し、必要な指導監督を行うとともに、民間のノウハウを最大限に活用することにより、制度の趣旨である「市民サービスの向上」と「経費の削減」を図ること。

### 3 補助金の必要性の検証

各種団体への補助金は、団体運営費補助金やイベント補助金等があるが、特に団体運営費補助金は補助金額も大きく、事業内容の公益性と透明性を高めることが必要である。当該団体の収支状況等、補助金交付の妥当性を十分に検証し、適正な補助金の執行を図ること。

### 4 次年度令和2年度の予算編成等について

本意見書を令和2年度の当初予算編成に反映することを要望する。

また、予算審議と決算審査の循環性を図るため、令和2年・令和元年度の決算認定審査・予算決算特別委員会において、その取り組みについての回答を求める。

以上、当委員会に付託を受けました議案9件に対する意見と審査結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○議長(萩野忠好君) 以上で、各委員長の報告は終わりました。

少数意見者の報告はありませんので、これより討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

(18番・平野文活君登壇)

○18番(平野文活君) 私は、日本共産党議員団を代表して、議第88号、89号、90号、92号、93号、98号並びに101号に対する反対討論を行います。

まず、議第92号平成30年度一般会計決算の認定に反対をいたします。

昨年9月議会での反対討論でも申し上げましたが、決算議会は、主要な施策の成果を検討する場であります。私が、「どういう成果があったか」と質問したのに対して、市当局は、「観光客や税収が増えた」と、全国共通の傾向をあたかも長野市政の成果であるような答弁に終始をいたしました。こういう論理が通用するとしたら、最近の韓国からの観光客激減まで長野市政の責任になってしまいます。しかも、さきの一般質問では、詳し過ぎるほどの数字を挙げて長い長い答弁をするなど、極めて挑戦的な対応をいたしました。

市長は、改選後のメッセージで、「これからも驕らず謙虚に取り組みます」と述べましたが、その言葉の端から「驕り」を感じるのには、私だけではないと思います。

平成30年度は、長野市長が掲げる「稼ぐ力」づくりの中核に位置づけられているBizLINKが、本格的に動き出した年ですが、約1億6,000万円の公費を投入した事業の割には目に見える成果が上がったとは言えません。しかも、4年間で民間組織として自立するという目標は、全くめどさえ立っておりません。「稼ぐ力」づくりの名目で新規事業に4年間に数億円を投入しつつ、経済力のある大企業に固定資産税を減免する一方で、わずか3園しかない公立保育所が、保育士不足のために定員どおりの子どもを預かれないという異常事態が2年半も解決できないでいるなど、別府市政はどこを向いているのかと厳しく指摘して、平成30年度決算の認定には反対をいたします。

次に、国保会計についてであります。

国は、平成30年度から県単位化を前にして、平成27年度から総額1,700億円を「低所得者の保険税負担軽減」などの名目で「保険基盤安定繰入金」として全国に配分しております。別府市にも、平成26年度と比べて約2億円毎年配分が増やされております。ところが、長野市政は、この繰入金を県下でもトップクラスにき高い国保税負担の軽減には回さず、法定外繰り入れの引き上げや基金積み立ての財源に使ったのであります。この結果、平成30年度決算での基金残高は、何と約7億円にまで膨れ上がっております。

以上の理由から、議第 93 号平成 30 年度国保会計決算の認定には反対をいたします。

さらに、介護保険会計についてです。

平成 30 年度の介護保険料は値上げの影響もあり、約 1 億円の増収になりました。その一方で、基金を 2 億 6,000 万円積み増し、基金残高は何と約 9 億円にもなっております。

議第 98 号平成 30 年度介護保険会計決算の認定には反対です。

次に、議第 88 号から 90 号に反対いたします。

これは、別府西中学校管理教室棟新築工事に伴う工事請負契約の締結に関する議案ですが、管理教室棟新築工事の入札には 2 グループが参加し、予定価格に対する入札額が、99.99%と 99.86%になったとのこと。こうした結果は、事前の調整なしでは考えられないことであり、反対をいたします。

最後に、議第 101 号に反対いたします。これは、長い間守ってきた小学校給食の自校方式をやめて、センター化のための予算であり、反対であります。

全員協議会で教育委員会は、「中学校共同調理場は、既に平成 22 年には耐震性がないとの診断が下っていた」と説明いたしました。この診断を受けて当時の教育委員会は、どういふ議論をして今日まで耐震補強もしてこなかったのか、また、南小学校や山の手小学校の統合の際には、センター化についての議論はなかったのでありましょか。

美馬議員が、一般質問の聞き取りで当時の教育委員会の議事録を要求したのに対して、教育委員会は、「議事録は残っていない」と回答いたしました。デジタルファーストを標榜する長野市政のもとで、議事録がないなど考えられません。

あり方検討委員会を 1 月から始めて 5 月にはセンター化の結論を出し、結論を出してから説明会を開き、わずか 4 回、81 名に説明して、「声は聞いた」というやり方など、あれよあれよという間に重要な決定を市民に押しつける政治手法は、行政の運営としてはスピード違反ぎみではないかと、長野市政の行政運営には極めて危険なものを感じます。

以上を指摘して、日本共産党議員団としての反対討論を終わります。

(23 番・泉 武弘君登壇)

- 23 番（泉 武弘君） 私は、平成 30 年度別府市一般会計歳入歳出決算認定について、商工会議所補助金 800 万円、観光協会運営費補助金 2,460 万円、誘客推進事業費補助金 3,279 万円、旅館ホテル組合連合会運営費補助金 690 万円、B - b i z L I N K 委託料の認定に、反対の立場からその理由を明確にします。

自治体の交付する補助金については、補助金は、地方自治体から特定の行政上の目的のために交付される金銭給付で、公益上必要がある場合のみ認められています。

次に、補助金の問題点について述べます。

一、財政の効率的運営を妨げ、財政硬直化の要因となります。

一、補助金の目的が達成され、効果が薄れても、その廃止が困難となります。

一、支出の明確な原則や基準がない場合、画一的、総花的になりやすいという特徴を持っています。

一、本来行政の責任においてなされるべき事業が、補助金の支出という形で安易になりやすいのです。

以上の視点から、補助金支出認定反対の理由を述べます。

商工会議所から提出された補助金など成果報告書によりますと、補助金は、商工振興対策事業、市内経済の活性化事業、観光振興に係る事業、インバウンドの振興事業、情報収集提供に係る事業、市内事業者の景況調査等の費用に充当したとなっております。まさに総花的で、補助金はどの事業に充当して、どのような効果があったのか全くわかりません。

地方自治法では、予算の執行について次のように定めています。「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度を超えて支出をしてはならない」。商工会

議所に対する補助金問題は、次の点に集約されます。補助目的が明確でなく、補助効率が検証できない。

平成30年度の商工会議所の一般会計収支計算書によると、収支剰余金2,931万667円が記載され、この剰余金約3,000万円は、翌年度繰越金として記載されています。自治体が補助金を交付できるのは、自己の財政に余裕がある場合に限定されています。平成30年度の経常収支比率は97.5%、依然高く、自由に使える財源が年間わずかに6億円程度しかなく、財政硬直化が深刻な問題となっています。今後、財政需要が増える中、剰余金が3,000万円もある団体に補助金交付を認めることはできません。

次に、観光協会に対する補助金交付反対について、その理由を述べます。

観光協会への補助金は、運営費補助金2,460万円、誘客推進事業費補助金3,279万円、合計5,739万円となっています。

観光協会の平成30年度の事業収支決算では、決算額3,737万9,650円のうち会費収入は657万9,568円、特別会員会費収入は280万円と、わずかに937万9,568円となっています。このことからわかるように、観光協会の運営に必要な費用の半分以上を税金から補助しているのです。そこから見てとれるのは、観光関連産業の集積団体である観光協会が、自主財源で運営できない実態があります。観光協会の運営費は、会費収入や事業収入で賄うべきで、税金から補助すべきではありません。

また、誘客推進補助事業費3,200万円のうち、市からの補助金が92.8%を占めています。誘客事業の利益は、観光産業が多く収受するため、誘客事業の経費は、観光関連産業も負担すべきです。事業費の大部分を市からの補助金で賄うことは認められません。

次に、別府市旅館ホテル組合連合会運営費補助金690万円の認定に反対する理由を述べます。

そもそも論でお聞きしますが、なぜ私たちの税金から旅館ホテル組合連合会に補助金を交付しなければならないのでしょうか。旅館ホテルは収益団体で、組合の運営に要する経費は、みずから確保しなければならないのです。組合の運営補助金に税金を充当する理由が見当たりません。

次に、B-i-z LINKに対する委託料認定に反対する理由を述べます。

平成30年度管理費を含み1億6,195万6,882円の委託をしています。委託先の産業連携協働プラットフォームB-i-z LINKは、地域振興に介する諸施策と連携した活動を行い、地域経済の持続的な発展と住民の生活の向上に寄与することを目的に設立されました。起業・創業の支援、人材育成の支援に関する事業、販路開拓支援、新商品・新サービス開発支援、移住定住に伴う空き家活用、観光地域づくり推進事業などの事業を上げています。

まず最初の問題点として、別府市、商工会議所、観光協会、旅館ホテル組合連合会などの事業の重複問題があります。特に販路開拓支援、新商品・新サービスの開発支援などは、本来商工会議所の事業として行うべきではないのでしょうか。別府市、別府商工会議所、別府市観光協会、B-i-z LINKの役割分担が明確でないのかかわらず、多額の委託をしているのです。市がB-i-z LINKに多くの業務の委託をしながら、市の行政組織は肥大化し、管理職は増え続けています。

当然のことですが、委託料に比例し、市の事務量は減少しなければなりません。ところが、平成27年4月1日時点の組織を見ると6部45課104係から、元年5月27日時点では8部49課110係と2部4課12係が増えています。管理職も、平成27年4月1日時点の72名から、元年5月27日には94名と、何と22名も管理職が増えています。

商工会議所、観光協会、旅館ホテル組合連合会に多額の補助金を交付し、一方、B-i-z LINKに多額の事業委託をしながら、行政組織は肥大化し、管理職は大幅に増加

し続けています。

地方自治法第2条14項では、「地方公共団体は、事務を処理するに当たっては、住民福祉の向上に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」、また、2条15項では、「地方公共団体は、常に組織及び運営の合理化に努めるとともに、ほかの地方公共団体の協力を求め、この規模の適正化を図らなければならない」と定めています。市は、旧態依然とした補助金交付や委託をしながら組織の肥大を招き、一方、管理職を大幅に増加させました。自治法から見て、各種団体への補助金やB－b i z L I N Kへの業務委託を認めることはできません。これらの補助金や委託には、費用対効果が見込めないばかりか、「税金の無駄遣い」、「二重行政」と言われても仕方ありません。

さらに、基本的な問題として考えなければならないことは、商工会議所や観光協会、旅館ホテル組合連合会は、商工観光に携わる経営者が集う組織で、見方を変えると高額所得者の組織とも言えます。ところが、補助金の原資は3万9,539人の国民年金受給者など少額所得者の税金も含まれています。高額所得者と思える団体に、なぜ少額所得者の税金が補助金として使われるのですか。

私は、市民に対して、このような補助金支出の妥当性について説明できないばかりか、責任が持てませんので、認定に反対します。

別府市のまちづくりの基本は、平成26年4月1日、別府市条例32号で施行された「別府市障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる条例」で示されています。この条例では、別府市は、バリアのない誰もが安心して安全に暮らせるまちを目指しています。具体的には、道路の段差や傾斜の改良は市の責務としているのです。ところが、歩行障がい者や高齢者が車椅子などを安心して使える道路が、市内にどのくらいあるのでしょうか。別府市は、全国に先駆け条例は制定しましたが、「条例はつくったけれども」というのが、市の現状なのです。今、行政に求められているのは、生活環境の整備、その財源の確保こそ優先されるべきです。

福祉政策の見直しがスタートしました。この会議で、「福祉でも聖域を設けない」とする発言がありました。地方自治法の目的は、住民福祉の向上ですが、その福祉政策さえ見直しが進められています。

「観光は別府市の生命線」と言っても言い過ぎではありませんが、観光振興の名のもとに多額の補助金を支出することは許されません。また、二重行政と思える多くの委託事業もやめるべきです。観光協会、商工会議所、旅館ホテル組合連合会への多額の補助金やB－b i z L I N Kへの委託をやめ、市民が安心・安全に暮らせるまちづくりや公共施設の維持補修にこそ優先して税金を使うべきと主張し、私の認定反対の討論とします。ありがとうございました。

○議長（萩野忠好君） 以上で、通告による討論は終わりました。これにて討論を終結いたします。

これより、上程中の全議案について順次採決を行います。

上程中の全議案のうち、議第88号工事請負契約の締結についてに対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（萩野忠好君） 起立多数であります。よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第89号工事請負契約の締結についてに対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（萩野忠好君） 起立多数であります。よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 90 号工事請負契約の締結についてに対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（萩野忠好君） 起立多数であります。よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 101 号令和元年度別府市一般会計補正予算（第 3 号）に対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（萩野忠好君） 起立多数であります。よって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 71 号令和元年度別府市一般会計補正予算（第 2 号）から、議第 87 号旧慣による公有財産についての権利を廃止することについてまで、以上 17 件に対する各委員長の報告は、いずれも原案可決であります。以上 17 件については、各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（萩野忠好君） 御異議なしと認めます。よって、以上 17 件は、各委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第 91 号市長専決処分についてに対する委員長の報告は、承認すべきものとの報告であります。本件については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（萩野忠好君） 御異議なしと認めます。よって、本件は、委員長報告のとおり承認されました。

次に、予算決算特別委員会に付託された議案の採決を行います。

議第 92 号平成 30 年度別府市一般会計歳入歳出決算の認定についてに対する委員長の報告は、これを認定すべきものとの報告であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（萩野忠好君） 起立多数であります。よって、本件は、委員長報告のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議第 93 号平成 30 年度別府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する委員長の報告は、これを認定すべきものとの報告であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（萩野忠好君） 起立多数であります。よって、本件は、委員長報告のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議第 98 号平成 30 年度別府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する委員長の報告は、これを認定すべきものとの報告であります。本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（萩野忠好君） 起立多数であります。よって、本件は、委員長報告のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議第 94 号平成 30 年度別府市競輪事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから、

議第97号平成30年度別府市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について、及び議第99号平成30年度別府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、並びに議第100号平成30年度別府市水道事業会計決算の認定について、以上6件に対する委員長の報告は、いずれも認定すべきものとの報告であります。

以上6件については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（萩野忠好君） 御異議なしと認めます。よって、以上6件は、委員長報告のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、日程第2により、議第102号別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて、及び議第103号別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて、以上2件を一括上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・長野恭紘君登壇）

○市長（長野恭紘君） 御説明いたします。

ただいま上程されました議第102号及び議第103号は、本市固定資産評価審査委員会委員として、徳田靖之氏及び永富絹代氏を選任いたしたいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものです。

何とぞ、よろしく願いいたします。

○議長（萩野忠好君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（萩野忠好君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（萩野忠好君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行います。

上程中の議第102号別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（萩野忠好君） 御異議なしと認めます。よって、議第102号は、原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、議第103号別府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（萩野忠好君） 御異議なしと認めます。よって、議第103号は、原案に対し同意を与えることに決定をいたしました。

次に、日程第3により、議第104号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてから、議第107号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてまで、以上4件を一括上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・長野恭紘君登壇）

○市長（長野恭紘君） 御説明いたします。

ただいま上程されました議第104号から議第107号までの4議案は、人権擁護委員として、松本久美子氏、佐藤弘代氏、宮脇命人氏及び児玉明氏を推薦いたしたいので、人権擁

護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものです。

何とぞ、よろしく願いいたします。

○議長（萩野忠好君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（萩野忠好君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（萩野忠好君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより順次採決を行います。

上程中の議第104号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（萩野忠好君） 御異議なしと認めます。よって、議第104号は、原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、議第105号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（萩野忠好君） 御異議なしと認めます。よって、議第105号は、原案に対し同意を与えることに決定いたしました。

次に、議第106号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（萩野忠好君） 御異議なしと認めます。よって、議第106号は、原案に対し同意を与えることに決定をいたしました。

最後に、議第107号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（萩野忠好君） 御異議なしと認めます。よって、議第107号は、原案に対し同意を与えることに決定をいたしました。

次に、日程第4により、議第108号別府市職員懲戒審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてから、議第112号別府市職員懲戒審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてまで、以上5件を一括上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・長野恭紘君登壇）

○市長（長野恭紘君） 御説明いたします。

ただいま上程されました議第108号から議第112号までの5件は、本市職員懲戒審査委員会委員に、山本一成氏、市原隆生氏、手束貴裕氏、樫山隆士氏及び松川幸路氏を選任いたしましたので、地方自治法施行規程第16条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

何とぞ、よろしく願いいたします。

○議長（萩野忠好君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（萩野忠好君） 別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（萩野忠好君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議第 108 号別府市職員懲戒審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（萩野忠好君） 御異議なしと認めます。よって、議第 108 号は、原案に対し同意を与えることに決定をいたしました。

次に、議第 109 号別府市職員懲戒審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（萩野忠好君） 御異議なしと認めます。よって、議第 109 号は、原案に対し同意を与えることに決定をいたしました。

次に、議第 110 号別府市職員懲戒審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（萩野忠好君） 御異議なしと認めます。よって、議第 110 号は、原案に対し同意を与えることに決定をいたしました。

次に、議第 111 号別府市職員懲戒審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（萩野忠好君） 御異議なしと認めます。よって、議第 111 号は、原案に対し同意を与えることに決定をいたしました。

次に、議第 112 号別府市職員懲戒審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては、原案に対し同意を与えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（萩野忠好君） 御異議なしと認めます。よって、議第 112 号は、原案に対し同意を与えることに決定をいたしました。

次に、日程第 5 により、報告第 10 号弾力条項の適用についてから、報告第 14 号市長専決処分についてまで、以上 5 件の報告が提出されておりますので、一応当局の説明を求めます。

（副市長・阿南寿和君登壇）

○副市長（阿南寿和君） 御報告いたします。

報告第 10 号は、別府市競輪事業特別会計において、地方自治法第 118 条第 4 項の規定により弾力条項を適用しましたので、議会に報告するものであります。

報告第 11 号及び報告第 12 号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、平成 30 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見をつけて議会に報告するものです。

健全化判断比率については、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率がなく、実質公債費比率は 3.1%で早期健全化基準の範囲内にあります。

また、資金不足比率については、各特別会計ともありません。

報告第 13 号は、平成 19 年 3 月に作成いたしました別府市国民保護計画を変更しましたので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 35 条第 8 項にお

いて準用する同条第6項の規定により議会に報告するものです。

報告第14号は、市道上の事故外2件の和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により市長において専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものです。

以上5件につきまして、御報告を申し上げます。

○議長（萩野忠好君） 以上で、当局の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（萩野忠好君） 別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切ります。

ただいまの報告は、議会に対する報告でありますので、御了承願います。

次に、日程第6により、議員提出議案第5号別府市議会委員会条例の一部改正についてから、議員提出議案第8号医療・介護労働者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書まで、以上4件を一括上程議題といたします。

議員提出議案第5号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（4番・阿部真一君登壇）

○4番（阿部真一君） 議員提出議案第5号は、さきの令和元年第2回定例会におきまして可決されました別府市役所事務分掌条例の一部を改正する条例により、10月1日付で本市の機構改革が実施され、常任委員会の所管事項に定める部が、8部制から10部制に再編されること等に伴い、条例を改正しようとするものであります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（萩野忠好君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（萩野忠好君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（萩野忠好君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第5号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（萩野忠好君） 御異議なしと認めます。よって、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第6号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（12番・加藤信康君登壇）

○12番（加藤信康君） 議員提出議案第6号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

大分自動車道及び東九州自動車道の濃霧対策に関する意見書

大分自動車道及び東九州自動車道は、沿線の産業、経済、観光等、あらゆる面で極めて重要な機能を有し、地域発展に必要な不可欠な道路体系の根幹をなしている。また、既存の国道等の道路網と一体となって幹線ネットワークを形成し、大分空港へのアクセス、緊急医療、災害時の支援、迂回路機能の確保といった点でも「命の道」として貢献している。

こうした中、国土交通省のまとめた高速道路の「要因別通行止め時間ワーストランキング」では、2014年度（平成26年度）271時間、2015年度（平成27年度）314時間と2年連続で「霧」、「災害・悪天候」の両部門で全国ワーストとなった。

特に、大分自動車道湯布院 I C から日出 J C T 間及び東九州自動車道速見 I C から別府 I C 間においては、年間を通じて 30 メートル先も見えないような視界状態の濃霧がたびたび発生する。これは、別府湾方面から自動車道がある山側へ吹く風により、湿った空気が斜面を這い上がることで空気が冷やされ、空気中の水分が飽和状態に達して発生する滑昇霧が主な原因と考えられる。

西日本高速道路株式会社においては、平成 12 年度から日出 J C T から別府 I C 方面、あるいは速見 I C 方面にかけ防霧ネットを設置されているが、前述の調査結果からすれば、その効果は限定的と言わざるを得ない。今後こうした状況が放置されれば、通行どめによる社会的損失は、看過できないレベルに達するものと推察される。

国土交通大臣においては、西日本高速道路株式会社に対し引き続き指導を行うとともに、抜本的な濃霧対策を講じるよう求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和元年 9 月 20 日

大分県別府市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣 殿  
何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○議長(萩野忠好君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(萩野忠好君) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(萩野忠好君) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第 6 号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(萩野忠好君) 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第 7 号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(11 番・穴井宏二君登壇)

○11 番(穴井宏二君) 議員提出議案第 7 号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書

東京・池袋で 87 歳の高齢者が運転する車が暴走し、母子 2 人が亡くなった事故以降も高齢運転者による事故が続いている。近年、交通事故の発生件数は減少傾向にあるが、75 歳以上の高齢運転者の死亡事故の割合は高まっており、単純ミスによる事故も目立つ。

警察庁は、昨年末時点で約 563 万人いる 75 歳以上の運転免許保有者が、2022 年には 100 万人増えて 663 万人に膨らむと推計している。こうした状況を踏まえ、国は、17 年施行の改正道路交通法で、75 歳以上の免許保持者は、違反時や免許更新時に認知機能検査を受けることを義務づけたが、今や高齢運転者の安全対策及び安全運転支援の取り組みは待ったなしの課題である。

また、過疎地域を中心に、いまだ「生活の足」として車が欠かせない高齢者も多い中、自主的に免許を返納した場合などの地域における移動手段の確保も重要な取り組みである。

政府におかれては、地方自治体や民間事業者とも連携しながら、総合的な事故防止策としての高齢運転者の安全運転支援と地域における移動手段の確保を進めるため、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。

記

- 1、自動ブレーキやペダル踏み間違い時の急加速を防ぐ機能など、ドライバーの安全運転を支援する装置を搭載した「安全運転サポート車」(サポカーS)や後づけの「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」の普及を一層加速させるとともに、高齢者を対象とした購入支援策を検討すること。
  - 2、高齢運転者による交通事故を減らすため、自動ブレーキなどを備えた「安全運転サポート車」(サポカーS)に限定した免許の創設や、走行できる場所や時間帯などを制限した条件つき運転免許の導入を検討すること。
  - 3、免許を自主返納した高齢者が日々の買い物や通院などに困らないよう、コミュニティバスやデマンド(予約)型乗合タクシーの導入など「地域公共交通ネットワーク」のさらなる充実を図ること。また、地方自治体などが行う、免許の自主返納時におけるタクシーや公共交通機関の割引制度などを支援すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月20日

大分県別府市議会

内閣総理大臣、総務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、国家公安委員会委員長 殿  
何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○議長(萩野忠好君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(萩野忠好君) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(萩野忠好君) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第7号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(萩野忠好君) 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。最後に、議員提出議案第8号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(3番・美馬恭子君登壇)

○3番(美馬恭子君) 議員提出議案第8号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

医療・介護労働者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書

高齢化が進む中で、厚生労働省は、2025年に向けた看護職員の推計と確保策の中で、看護職の必要数は200万人と試算しています。しかし、医療・看護の現場では、引き続き厳しい労働環境と低賃金のもと、看護師の定着が進まず、高い離職率の中、慢性的な人員不足が続いています。厚生労働省の2018年度賃金構造基本統計調査によれば、医師を除く医療産業の所定内賃金は、全産業平均に比べて月額9,272円も低い実態にあり、同様に介護職の所定内賃金平均は月額97,909円も低くなっています。医療が全国一律の診療報酬で運営されているにもかかわらず、地域や設置主体などによる格差が大きく、看護師の

初任給でも月額約9万円もの格差があります。このことから賃金の低い地域から看護師が流出している実態があります。

現在、医療・福祉産業に従事する労働者は800万人を超えとされていますが、非正規労働者が増加しているのが特徴です。医療の施設では3割以上が、介護施設では5割以上、在宅介護に関しては約9割が非正規雇用労働者で占められています。低い診療報酬・介護報酬に問題があることは言うまでもありませんが、最低賃金の低さが低報酬を許す結果を招いているといっても過言ではありません。医療施設等の安全・安心な職員体制や医療・介護現場で働く労働者の処遇の確保は国の責任で行われるべきです。

医療職・介護職については、「低賃金・過重労働」の実態が改善されず、このことが人員不足を深刻化させ、患者・利用者の安全や医療・介護の質に深刻な影響を及ぼしかねない事態にもなっています。

「医療崩壊」「介護崩壊」を食いとめ、どこでも誰でも安心して医療・介護が受けられる体制をつくるには、働き続けられる賃金・労働条件の改善が必要です。このような観点から、医療・介護労働者の賃金底上げなど処遇の改善、人材確保と体制強化を実現するため、下記の事項について国、大分県に要望いたします。

#### 記

- 1、医療・介護の深刻な人員不足を解消するため、看護師及び介護職について、全国一律の最低賃金（特定最低賃金）を新設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和元年9月20日

大分県別府市議会

内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、大分県知事 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。（拍手）

- 議長（萩野忠好君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（萩野忠好君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（萩野忠好君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

上程中の議員提出議案第8号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

- 議長（萩野忠好君） 御異議がありますので、起立により採決を行います。

お諮りいたします。議員提出議案第8号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（萩野忠好君） 起立少数であります。よって、本件については、否決することに決定をいたしました。

次に、日程第7により、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付いたしておりますように、議員派遣の申し出があります。

お諮りいたします。各議員から申し出のとおり、議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（萩野忠好君） 御異議なしと認めます。よって、各議員から申し出のとおり、議員派遣することに決定をいたしました。

なお、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に委任していただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（萩野忠好君） 異議なしと認めます。よって、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に委任することに決定をいたしました。

以上で、議事の全てを終了いたしました。

お諮りいたします。以上で令和元年第3回別府市議会定例会を閉会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（萩野忠好君） 御異議なしと認めます。よって、以上で令和元年第3回別府市議会定例会を閉会いたします。

午前11時42分 閉会